

まん延防止等重点措置の終了に伴う本市の対応について

島根県に適用されている「まん延防止等重点措置」が2月20日(日)をもって終了となることに伴う本市の対応は、以下のとおりです。

記

- 1 **市有施設の臨時休館・利用制限** 【問い合わせ先：行政改革課 21-6265】
一部の市有施設で行っていた臨時休館・利用制限について、感染予防対策を徹底した上で、2月21日(月)から再開します。
ただし、「市立学校施設(体育館・校庭等)の地域開放」については、3月3日(木)まで中止します。
- 2 **市が主催するイベント・会議の開催、延期、中止等**
感染拡大状況により、個別に開催、延期、規模縮小、中止を判断します。
開催する場合は、引き続き、感染予防対策を徹底し実施します。
- 3 **市教育委員会の対応** 【問い合わせ先：教育政策課 21-6179】
 - (1) 市立小・中学校における校外活動や外部講師を招いた学習等
3月3日(木)まで、原則、中止または延期します。
 - (2) 中学校における部活動の取扱い
3月3日(木)まで、中止します。
- 4 **市立幼稚園・認可保育所等の対応** 【問い合わせ先：保育幼稚園課 21-6780】
 - (1) 保護者への登園自粛要請
登園自粛の要請は、2月20日(日)をもって解除します。
 - (2) 保育公開、園外保育、外部講師を招いた研修等
感染症対策に努めながら、実施を検討します。
- 5 **まん延防止等重点措置に関する広報** 【問い合わせ先：広報課 21-8578】
「まん延防止等重点措置」に係る特設ページは閉鎖しますが、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、引き続き、市ホームページに掲載していきます。
- 6 **健康相談窓口の設置(継続)** 【問い合わせ先：健康増進課 21-6532】
健康増進課内に電話相談窓口(21-6351)を設置しています。
(平日：8:30～17:15)
- 7 **観光誘客キャンペーンの一時停止** 【問い合わせ先：観光課 21-6588】
 - (1) 出雲の観光応援クーポン 2月21日(月)から再開します。
 - (2) 宿泊予約ウェブサイトでの宿泊割引 3月7日(月)から再開します。
 - (3) 旅行会社への旅行商品造成支援 2月21日(月)から再開します。